

公益財団法人東京都中小企業振興公社
平成 30 年度第 1 回臨時理事会（決議の省略）議事録

- 1 理事会の決議があったものとみなされた日 平成 30 年 5 月 25 日
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 理事長 福田 良行
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事 理事長 福田 良行
- 4 理事の現在数 8 名
監事の現在数 1 名

5 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

I 理事会の決議の目的である事項

（議案第 1 号）評議員会の決議の省略及び目的である事項の決定について

（1）評議員会の決議の省略についての決定をすること。

評議員会の決議について、決議の省略の方法により行うこと。

（2）評議員 1 名の選任につき、その候補者を決定すること。

坂田忠孝 評議員の辞任に伴い、後任の評議員候補者として、田辺隆一郎 氏を決定すること。

（3）理事 2 名の選任につき、その候補者を決定すること。

小金井毅 理事及び鈴木雅洋 理事の辞任に伴い、後任の理事候補者として、篠原敏幸 氏及び近藤幹也 氏を決定すること。

（3）監事 1 名の選任につき、その候補者を決定すること。

清水英彦 監事の辞任に伴い、後任の監事候補者として、武田康弘 氏を決定すること。

（内容）

評議員及び理事、監事からの辞任届の提出に伴い、新たに評議員及び理事、監事を選任するための評議員会を決議の省略の方法により行うこと。また、評議員会の目的である事項として、評議員候補者及び理事候補者、監事候補者を決定する。

以上のとおり、理事長福田良行が理事及び監事の全員に対し、上記事項について提案書を発し、当該提案につき、書面により、理事の全員から同意の意思表示を、監事の全員から異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の規定により、理事会の決議があったものとみなされた。これを証するため、議事録の作成に係る職務を行った理事が署名押印する。

平成 30 年 5 月 25 日

公益財団法人東京都中小企業振興公社

理事長 福田 良行 印